

**団体の選定方法と今後のスケジュール**

選定にあたっては、応募団体が活動の提案内容等を公開の場で発表する「公開プレゼンテーション」を行い、提案された活動の内容や実現性・継続性等について、本市が開催する評価会議において各委員が評価したうえで、その評価を踏まえ、本市が団体を選定します。

**予 定 日 程**

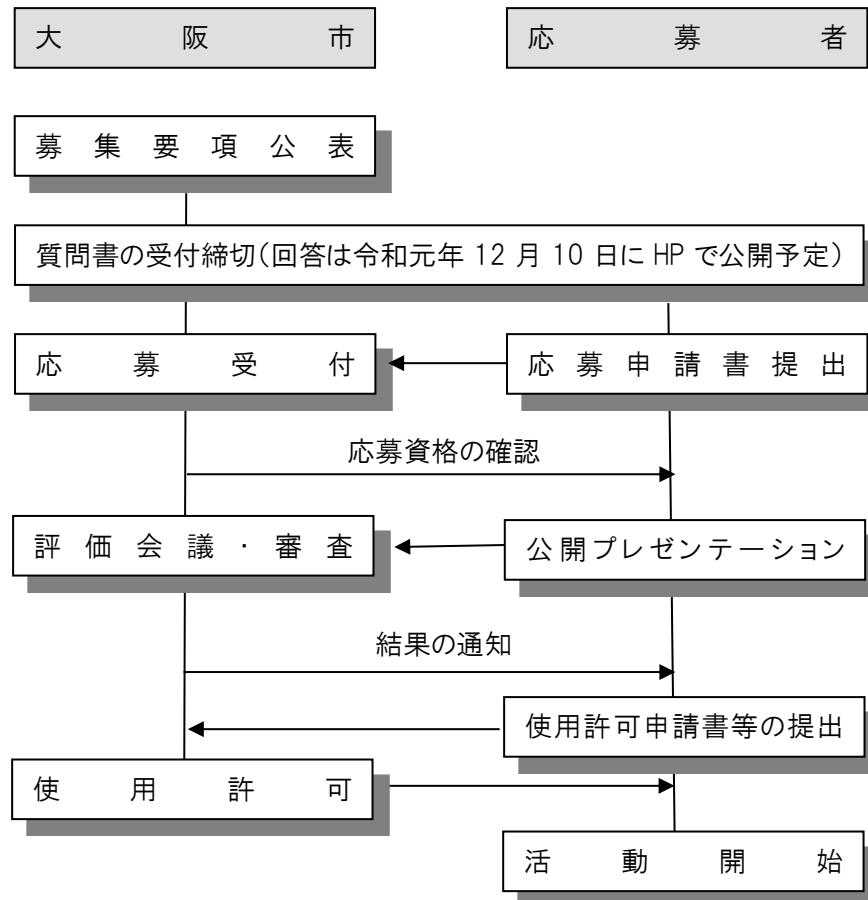
令和元年 11 月 20 日

令和元年 12 月 3 日

令和元年 12 月 24 日  
～令和 2 年 1 月 8 日

令和 2 年 1 月 17 日

【住戸①、②、③、④】  
令和 2 年 4 月上旬～  
【住戸⑤、⑥】  
令和 2 年 9 月上旬～



**お問い合わせ先**

大阪市都市整備局 住宅部建設課(団地再生)  
募集に関する詳しい内容については募集要項をご覧ください。  
(下記ホームページからダウンロードできます。)  
バーコードリーダー搭載機種をお持ちの方は、右記の画像を読み込んでアクセスできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000479417.html>

06-6208-8424



**大阪市市民活動総合相談窓口**

市民活動や社会貢献活動に関するあらゆる相談や問合せをお受けしております。  
また、地域課題や社会課題をビジネスの手法で解決するCB(コミュニティビジネス)／SB(ソーシャルビジネス)の起業を志す市民の方や、既に活動中の事業者の方からの起業・運営などに関する相談や問合せにも、CB等に関する相談業務経験者が対応します。

開設場所: 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会  
大阪市ボランティア・市民活動センター  
開設日時: 水曜日 9 時 30 分～20 時 30 分  
(相談受付は 20 時まで)  
火・木曜日 9 時 30 分～17 時  
(相談受付は 16 時 30 分まで)  
相談手法: 面談、電話、Fax、メールで受付

詳細は、インターネットで「大阪市市民活動総合相談窓口」と入力し検索してください。

(令和元年 11 月作成)

# 活動拠点として 市営住宅の住戸をお貸しします

～地域コミュニティの活性化に向けた活動を行う団体等を募集～

たとえば、こんな活動が考えられます！



NPO 法人等の非営利団体については、使用料 1/2 とする減額措置が受けられます。

大阪市では、団地や地域のみなさんが、安心していきいきと暮らせる魅力ある住宅地づくりを進めるため、市営住宅の住戸を拠点として、地域コミュニティの活性化につながる活動を行う事業者を募集します。  
活動内容を提案していただき、外部委員からなる評価会議において評価したうえで、大阪市が選定した事業者に、当該住戸を拠点とした活動を行っていただきます。

※宗教活動や政治活動や団地住民の迷惑となる活動等は認められません。

## 住戸の使用条件

項目		条件
使用料等	使用料	・使用料は、住戸の広さ、築年数等により異なります。住戸毎の使用料は右ページをご参照ください。 ・非営利の団体については、表記の使用料の 1/2 とする減額措置が受けられます。
	敷金	なし
経費等	電気・水道・ガス使用料	団体に負担してください。 (ただし、一般住戸の許容範囲を超える場合には、団体による子メーターの設置が必要です。)
	共益費等	団体に負担してください。費用は各住宅の市営住宅自治会ルールによります。
	改装	室内の改装及び共用部分での工作物設置等が必要な場合は、市の事前承認を得た上で団体の負担で行ってください。また、返還時には、原状回復してください。
その他	管理	住戸は活動団体が責任をもって管理してください。
	期間	最長 4 年間使用可能。(ただし、1 年毎の更新手続きが必要です。また、4 年経過後に当該住戸が再度プロポーザル募集の対象となった場合において、引き続き住戸の使用を希望するときは、改めて応募していただき、審査を受ける必要があります。) なお、市営住宅の建替等のために必要がある場合は、期間の途中であっても使用の許可を取り消す場合があります。
	駐車場	申込み時点で空きがある場合は、有料で利用可能です。(別途駐車場契約が必要です。)
	ごみ・廃棄物	関係法令等に基づき、適切に処理してください。
	自治活動への参加	団地の清掃やお祭りなど、団地の自治活動に参加してください。
	用途	住居としての利用は認められません。

## 応募者の資格

団地を含む地域全体のコミュニティの活性化につながる活動を行い、以下の 1、2 全ての条件を満たしている団体(個人での応募は不可)とします。なお、現在活動中の団体も応募が可能です。

1. 団体の設立趣意書及び定款、もしくはこれに代わるもの(規約、会則等)を有する以下のいずれかの団体で、団体の活動実績が設立から1年以上であり、新設、移転、増設等により活動拠点を必要とする団体
  - ・ 特定非営利活動法人(NPO 法人)、または、応募申込み時点で NPO 法人格の取得を予定(申請済み)している団体
  - ・ 地域住民等で組織されている任意の非営利団体(趣味のグループ、サークルは除く。)
  - ・ 税法上の公益法人等(一般財団法人及び一般社団法人については、公益的事業費が、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの及び地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体を含む。)
  - ・ 上記以外の普通法人等
2. 下記に該当しない団体
  - ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
  - ・ 特定の公職者(候補者を含む。)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体
  - ・ 暴力団、または暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体
  - ・ その他、公共の福祉に反する活動を行っている団体

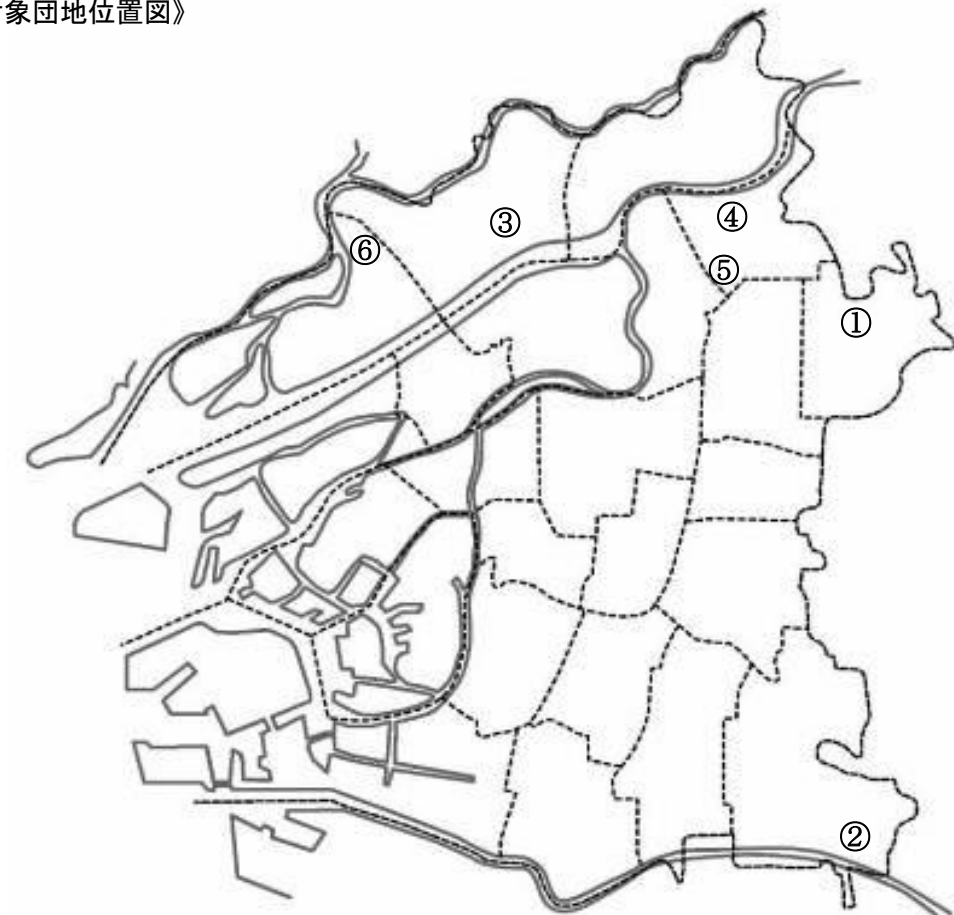


## 対象団地

団地名	① 諸口北住宅	② 長吉長原東住宅	③ 木川第4住宅
住所	鶴見区諸口 6 丁目	平野区長吉長原東 2 丁目	淀川区木川西 4 丁目
号館 室番号	3 号館 113 号室	12 号館 101 号室	1 号館 113 号室
住戸専有面積	58.96 ㎡	59.30 ㎡	38.34 ㎡
間取り	3DK	3DK	2DK
使用料 <sup>※1</sup>	57,700 円/月	61,800 円/月	26,300 円/月
駐車場 <sup>※2</sup> (R1.11 時点)	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり	空きあり (12,600 円/月)
団地名	④ 生江住宅	⑤ 高殿西住宅	⑥ 御幣島住宅
住所	旭区生江 3 丁目	旭区高殿 3 丁目	西淀川区御幣島 6 丁目
号館 室番号	9 号館 3 号室	1 号館 110 号室	3 号館 101 号室
住戸専有面積	66.30 ㎡	52.05 ㎡	56.78 ㎡
間取り	店舗	3DK	3DK
使用料 <sup>※1</sup>	57,600 円/月	53,900 円/月	55,300 円/月
駐車場 <sup>※2</sup> (R1.11 時点)	空きあり (12,600 円/月)	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり	空きあり (12,600 円/月) 他、一時預かり駐車場あり

- ※1 使用料は年度ごとに改定するため、活動開始時点の使用料と異なる場合があります。  
また、非営利の団体については、表記の使用料の 1/2 とする減額措置が受けられます。
- ※2 活動開始時点の空き状況と異なる場合があります。  
その他詳細は募集要項をご覧ください。

《対象団地位置図》



※③④⑤⑥の住戸では、現在、平成 27 年度に選定された団体が活動中で、③④は令和 2 年 3 月末、⑤⑥は令和 2 年 8 月末をもって、4 年間の使用期間の終了を迎えることから、今回改めて募集するものです。